

ダイバーシティ委員会に関する規程

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）におけるダイバーシティ委員会に関する必要な事項を定めるものである。

2. ダイバーシティ委員会の役割

ダイバーシティ委員会（以下、委員会という）は、多様な人材が活躍できる創造的で魅力的な学会の実現に向けた取組の推進に関する事項を統括管理する。

3. ダイバーシティ委員長およびダイバーシティ委員の選任

- 5) ダイバーシティ委員長（以下、委員長という）は、会長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 6) 委員長は会員の中から若干名のダイバーシティ委員を推薦し、理事会の承認を得る。また、行事の企画の必要に応じて、委員長は臨時委員を選出することができる。臨時委員に関しては、選出後、理事会に報告する。

4. ダイバーシティ委員会の運営

- 3) 委員長は委員会を招集、運営するものとする。
- 4) 委員会における審議の結果は理事会に報告するものとする。

5. その他

委員会は総会に向けて年間活動報告書の作成と提出を行うものとする。

(附則)

この規程は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

(付記)

平成30年9月1日 制定（理事会承認）